

平成30年度簡易専用水道検査外部精度管理調査結果

一般社団法人全国給水衛生検査協会

1 趣旨及び目的

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関は、外部精度管理調査を定期的に受けることが義務付けられています。

一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」という。）は、外部精度管理調査を適切に実施するために、学識経験者等で構成される外部精度管理企画委員会（以下、「委員会」という。）を設置して、実施についての具体的な事項について検討していただきました。なお、本外部精度管理調査は昨年度に引き続き、厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課（以下、「水道課」という。）の後援をいただいて実施しました。

委員会の構成は、次のとおりです。

委員長	早川 哲夫	(一社)全国給水衛生検査協会 参与
委員	山田 賢次	山田技術士事務所 所長
委員	松本 重裕	町田市保健所生活衛生課環境衛生係統括係長
委員	翠川 和幸	(公社)日本水道協会 工務部技術課担当課長
委員	本間 豊	(一社)全国給水衛生検査協会 技術参与
委員	田村 励治	(一社)愛知県薬剤師会生活科学センター 所長 簡易専用水道外部精度管理検討委員会委員長
委員	岡田 和明	(一財)静岡県生活科学検査センター 常務理事 簡易専用水道検査技術委員会委員長

2 調査の概要

(1) 調査対象機関

簡易専用水道検査登録機関（全登録機関）

(2) 日程等

日時：平成30年11月9日（金）13時30分～15時30分

場所：協会5支部（東北・北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、西日本）
5会場で実施

参加者：129機関（正会員107機関、非会員22機関）

325名

(3) 参加費用

34条会員：1機関あたり20,000円(税込み)

非会員：1機関あたり25,000円(税込み)

(4) 実施方法

- ① 簡易専用水道の写真や図表をパワーポイントにより投影し、解答を求めました。
- ② 解答は厚生労働省告示 262 号に準拠して行うこととし、「簡易専用水道検査実務マニュアル（平成 29 年 6 月発行(2017 版)）」のみ会場へ持ち込みを認めました。
- ③ 本調査には一機関 3 名まで参加を認めています。なお、同一機関内の相談は可能ですが、他機関との相談は認めていません。
支部事務局員、技術委員及び外部精度管理検討委員については、外部精度管理調査への参加を認めないものとする。

(5) 調査の結果

- ① 調査の結果は 100 点満点とし、点数毎に S、A、B の 3 段階評価を行い、参加機関に通知しました。(S : 100 点、A : 90~99 点、B : 90 点未満)

評価の結果は、次のとおりです。

S : 98 機関 (76.0 %)

A : 27 機関 (20.9 %)

B : 4 機関 (3.1 %)

なお、平成 30 年度の評価判定の結果、S (100 点) 及び A (90~99 点) の機関については、協会のホームページで公表することとします。

- ② 評価判定の内容は、次のとおりです。

「S : 優秀 (100 点)」

貴機関は、平成 30 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、優秀な成績を収められました。今後も、現在の技術力を維持して、検査の信頼性の確保に努めてください。

「A : 一部疑義あり (90 点~99 点)」

貴機関は、平成 30 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、一部疑義ありの結果となりました。よって、是正処置を講じてください。

「B : 要改善 (90 点未満)」: 是正処置の報告

貴機関は、平成 30 年度簡易専用水道検査外部精度管理調査において、改善を要する結果となりました。よって、是正処置を講じるとともに、協会事務局へ報告してください。

(6) 報告

外部精度管理調査結果は委員会に報告し、審議の後、後援をいただいた水道課に報告しました。なお、登録機関に対しては、平成 31 年 2 月 28 日に報告会を実施致しました。